

第 9 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録
会長 笹沼恭一は、令和 3 年 3 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 4 階中会議室に招集した。

出席委員（22名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	3 番 渡 邊 隆 文
4 番 立 原 清 子	5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	13 番 市 村 正 司
14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一	16 番 関 成 一
17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	22 番 大 圖 金 雄	23 番 小 島 雄 一
24 番 外 岡 健 寿		

欠席委員（1名）

21 番 園 部 優

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	小 橋 央 樹
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
議案第 7 号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 おはようございます。定刻前ではございますが、本日皆様全員おそろいですので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

第9回総会ということで、大変ご苦労さまでございます。ちょうど10年前ですけども、東日本、特に岩手、宮城を中心に巨大な地震が発生しました。マグニチュードが9、震度が7という烈震です。それによって死亡された方が1万5,900人、そしてまだ発見されていない行方不明の方が2,552人というような大きな被害でありました。

この地震によりまして、日本の国家予算の4分の1に当たる25兆円が復興予算として投入されたわけですけども、あまりの規模の甚大さに、私ども水戸市農業委員会も、翌年の全体研修は宮城県を中心に行ってまいりました。現地で大変な被害の数々を目の当たりにしまして、本当にその自然の脅威を感じて帰ってきたわけでありまして。その時に、私と、ここに出席されている外岡委員は、あるちょっとしたきっかけで、現地の方と知り合いになりました。震災の時にその方は仕事で外出しておりましたけれども、家族の方が一瞬のうちに津波に飲み込まれて、帰らぬ人となったそうでありまして。そういう、本当に痛々しい記憶がよみがえるわけですけども、私はその方とも、今でも年賀状やら、いろんなものを送ったり送られたり、お付き合いをしております。

そういう中で、最近震度5の地震がありました。いまだに10年前の地震の余震だそうですので、なかなか終わらないと思います。皆様も十二分に気をつけて過ごされればいいのではないかと考えております。

さて、本日の総会ですけども、このように全員集まっていただきました。昨年7月に改選されて、このメンバーになったわけですね。皆様に協議、それから同意、そして審議されることとなりますけれども、私も農業委員になって結構日がたつんですが、こういったことは滅多にない案件でありますので、皆様に相談したく本日は招集したわけでありまして。

以上です。

議 長 それでは、ただいまから第9回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席1名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

17番、皆川晃委員、18番の伊藤明美委員、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号を上程する前に、先ほど園部委員から辞任届が提出されてお
りまして、辞任の同意について審議をお願いをされております。

事務局に参考資料を配付させます。

事務局 それでは、説明いたします。

最初に、農業委員の辞任の要件についてでございます。①辞任の理由に正当な事由
が認められること、②市長及び農業委員会の同意が得られること、こちらが農業委員
会等に関する法律第13条に規定をされております。

なお、農業委員会の辞任の同意はどのように決めるのかといいますと、農業委員会
総会の議決事項となりますので、総会におきまして審議し、出席委員の過半数の賛成
があれば、農業委員としての同意の決定ということになります。

2番でございますが、動議の提出についてでございます。今回提出された辞任届で
ございますが、農業委員会会議規則第12条第1項に、委員は動議を提出することが
できると規定されておりますので、今回出された辞任届は有効であり、正式に農業委
員会として受理をしているところでございます。

ただし、動議は出席委員の2分の1以上の同意がなければ議案として審議するこ
とができないと会議規則12条第6項に規定されておりますので、本日の総会において、
まずこの動議を審議してよいかどうか、最初にお諮りする必要があります。

最後になりますが、表決、審議の順序でございます。会議規則第15条に、動議は
原案より先に表決しなければならないと規定されておりますので、この動議を第1号
議案に先立って審議する必要があるとされております。

説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明をさせましたが、提出された辞任願は有効であり、
出席委員の過半数の同意があれば、本日の総会において審議することが可能というこ
とであります。また、会議規則第15条の規定により、動議は第1号議案に先立って

表決するとの規定となっておりますので、ただいまから本件について審議するかをお諮りいたします。

辞任の同意について、本日の総会での議案として審議することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 長 それでは事務局から賛成委員の人数を発表させます。

事務局 出席委員全員の挙手が認められました。

議長 長 挙手をした委員は全員ということですので、水戸市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、本日の総会で審議することにします。

関連して皆様に報告があります。先日、園部委員から水戸市長及び水戸市農業委員会会長宛てに文書が提出をされ、3月5日に開催した運営委員会で、その取扱いについて協議を行った結果、運営委員だけではなく、全ての農業委員がその内容を把握しておく必要があると判断しましたので、今回の総会は全農業委員を参集する形を取っているところでございます。

ただいまから、辞任願と先日提出された文書の写しを資料として皆様に配付しますので、内容の確認をお願いいたします。

それでは、提出された動議により、農業委員の辞任の同意についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、辞任届を朗読させていただきます。

辞任届、このたび一身上の都合により令和3年3月12日をもちまして水戸市農業委員を辞任いたします。令和3年3月12日、園部優、水戸市農業委員会御中。

以上でございます。

なお、裏面に、2月14日付で、ご本人から水戸市長、そして農業委員会に宛てた文書を記載しております。表題は、農地法第5条太陽光発電施設設置案件の調査検討拒否についてということでございます。中身につきましては、お目通しください。

説明は以上でございます。

議長 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございますか。

浅井委員 12番、浅井です。これは辞任届でありますけれども、これは本人が一身上の都合で辞めたいということである以上、これは認める以外に方法はないように、私

は思います。その内容については、いろいろ論議すればあるかもしれませんが、一身上の都合で、いずれにしても辞任届を認めないわけには、農業委員会としてはできないと思います。論議はする必要はないんじゃないかなとは思いますが、以上です。

議 長 分かりました。

ほかにありませんか。

江橋委員 1番、江橋です。今、浅井委員から細部についてはという発言もあったんですが、この資料で水戸市長や、農業委員会に出された、文書の内容について、農業委員会としての考え方はどうなのか、議論しておいたほうが分かりやすいのかなと思いますので、その辺、受け止めていただきたいのですが。

議 長 受け止めてということは、例えば、この園部委員の辞任の趣旨、裏面にもありますけれども、動議に至った経緯ですよね。そのことでいろいろ考えた結果、辞任届に至ったと思うんですけれども、今、浅井委員からは、このことについて本人の意思ですから、認めざるを得ないだろうというようなことで、同意するという意見ですよ。

江橋委員 基本的にはそうなのですが、園部委員が言っている中身を農業委員会ではどう受け止めるべきでしょうか。

議 長 それは、委員の皆さんは、裏面の水戸市長、それから農業委員会宛てに出された文書をご覧になれば理解できるかと思うんですけれども、この前の総会でも私発言したんですが、あくまでも農業委員会が何を基準に許可を出すかという、全て農地法に基づいてやらざるを得ないということがありますので、彼の考え方からすると、なかなかその考え方が、話の分かるものではなくて、地域との関係の板挟みになっているかもしれませんけれども、本日、皆さん全員に招集していただいたのは、そのようなどころにあるんです。やはりですね、本人の考え方によりこのことについては、幾ら論じても平行線だと思うんです。

ですので、いずれにしましても、農業委員会とすれば、この辞表を受理し、今審議しているわけでありますので、このことについて審議することに、ほかの意見ございましたら、お聞きしたいと思いますけれども。

はい、どうぞ。

深谷委員 6番, 深谷です。多分, この案件は, 前々回の総会で継続審議になりまして, 前回は私欠席しましたので, 前回の総会の内容について詳しく説明いただきたいと思うんですけども。

前回の総会で, 結局はこの案件については許可されたということですよ。

議 長 それでは事務局お願いします。

事務局 はい, ただいまの質問についてお答えいたします。

これにつきまして, 前回の総会におきましては, 地元の委員から, 再度保留にしていきたいという意見がございましたが, 採決によりまして許可相当という結論の議決に至っております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

他にはご意見ございますか。

安藏委員 10番, 安藏です。

この文面を見ると, 調査検討することを拒否しますと書いてあるので, これは職務を拒否するというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

議 長 そのとおりだと思います。

安藏委員 分かりました。

そうしたら, これはもうどうしようもないことだと思いますので, これ以上話し合う必要はないと思います。

議 長 他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ, このことについて, ただいまから採決に入ります。

辞任することについて賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議 長 それでは事務局から挙手した委員の人数を発表させます。

事務局 総員賛成でございます。

議 長 挙手した委員は全員ということですので、過半数を超えておりますので、辞任に同意することに決定いたします。

なお、今回の辞任により、飯富地区の担当委員が欠員となります。このままでは飯富地区における農業委員会の所掌事務が適切に処理できませんので、速やかに新たな農業委員を選出するよう市長に求めていると思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、そのようにいたします。

なお、飯富地区のほかに稲荷地区の担当委員も欠員となっておりますので、補充選任する人数は2名とします。

選任時期については、議会の日程調整の関係もありますので、事務局が市長や議会と調整を行い、決まり次第皆様に報告をさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、総会に入ります。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第9回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が22件、農地法第4条の審議案件が5件、農地法第5条の審議案件が26件、土地現況証明が1件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が26件、制限除外の農地の移動届が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして91件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川晃委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討をした結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして調査検討をした結果，法令に照らし許可相当と思われるので，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 4 項，第 5 項，第 6 項は関連がございますので，併せて上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 併せて説明いたします。

内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番，安藏です。

これらの案件につきまして，調査検討した結果，法令に照らし第 4 項，第 5 項，第 6 項，いずれも該当するような問題はなく，許可相当と思われますので，一括してご審議をお願いしたいと思います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 7 項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。21番、園部委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。21番、園部委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2 番，高橋です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

農地中間管理機構の特例事業対象地でございます。調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2 番，高橋です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番，市村です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

す。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

この件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

市村委員 13 番、市村です。

この案件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

深谷委員 6 番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたしますが、この案件は小島委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(小島雄一委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

この件につきましては、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
す。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

議 長 それでは、次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。
ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて
の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

軍地委員 19 番, 軍地です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，内容は議案書のとおり，一時転用申請でございます。

申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。なお，一時転用期間は 3 年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8 番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 4 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての一時転用申請でございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。

この案件について、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、農用地利用計画における用途区分が農業用倉庫である農地であり、農地法第4条第6項本文ただし書による例外規定がございます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして、事前に事務局より情報提供があり、調査したところ、地権者が工事業者を伴い、隣接する居住者に丁寧な説明があったということで聞いております。内容については、法令に照らし、許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院が2か所以上あることから、農地区分は第3種農地及び宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と幼稚園があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と歯科医院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

この件に関しまして調査検討したところ、既に太陽光発電設備が設置されておりますので、強く意見をしておきましたが、隣接地のほとんどに、太陽光発電設備が既に設置されており、農地法に照らした上でも許可相当と思われますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番，雨谷です。

この件に関しましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番，雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

この件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

この案件につきましても、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、23 項と 24 項は関連がございますので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項及び第 24 項は関連がございますので、併せて説明いたします。内容は議案書のとおりでございます。契約内容は第 23 項が売買で、第 24 項は贈与でございます。

第 23 項の申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500 メートル以内に中学校と歯科医院があることから、農地区分は第 3 種農地、第 24 項の申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番, 小島です。

調査検討した結果, 法令に照らし, 第 23 項, 24 項ともに許可相当と思われますので, ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから, 農地区分は第 1 種農地と思料されますが, 農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 26 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番、大圖です。

この案件も、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 別紙 1 をご覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第 1 項は、六反田町の田、面積が 1,903 平方メートルの土地について、農地の転用事実証明願いがあり、農業委員 3 人で現地調査をした結果、転用目的のとおりであると確認しましたので、証明を可としたものであります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。
この中に5名の委員に関する案件がございます。

まず初めに、皆川重文委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(皆川重文委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

資料の説明の前に、訂正がございます。8ページをご覧ください。

番号62番について、昨日付で地権者・耕作者から取下げの意向がありまして、それに伴い、集計後の合計が、お配りした資料の訂正のとおり変更になりますので、ご了承ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

皆川委員に関する利用権設定農地につきましては、利用集積計画書の一覧の2ページに載せてございます。2ページの16番となります。こちらは田が新規設定のみで、1,582平方メートル、設定期間5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年3月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、皆川委員に着席を求めます。

(皆川重文委員着席)

議 長 続いて、外岡委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(外岡健寿委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書の一覧の 41, 42, 45, 46, 47 ページに載せてございます。41 ページの 322 番ほか 4 筆, 42 ページの 329 番ほか 2 筆, 45 ページの 354 番ほか 5 筆, 46 ページの 361 番ほか 2 筆, 47 ページの 374 番ほか 2 筆の計 20 筆となります。こちらは田が再設定のみで、2 万 9,759 平方メートル、設定期間 5 年間、設定者 10 名、取得者 1 名でございます。また、田が再設定のみで、2,721 平方メートル、設定期間 10 年間、設定者 1 名、取得者 1 名でございます。

利用権設定年月日は、令和 3 年 3 月 19 日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

議 長 続いて、雨谷委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、雨谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用権集積計画書一覧の 5, 6, 10, 12, 13, 14, 33 ページに載せてございます。5 ページの 37 番ほか 2 筆, 6 ページの 41 番, 10 ページの 80 番, 12 ページの 89 番ほか 3 筆, 13 ページの 97 番ほか 1 筆, 14 ページの 105 番ほか 2 筆, 33 ページの 262 番の計 14 筆となります。こちらは田が 2 万 4,005 平方メートル、うち再設定 7,777 平方メートル、設定期間 10 年間、設定者 9 名、取得者 1 名、うち再設定の決定者 2 名、取得者 1 名でございます。

なお、全ての筆について、農地中間管理事業を活用した貸借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

利用権設定年月日は、令和3年3月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 続いて、高橋委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高橋基委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、高橋委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書の一覧の25、26ページに載せてございます。こちらは田が再設定のみで、1万9,106平方メートル、設定期間10年間、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、全ての筆について、農地中間管理事業を活用した貸借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

利用権設定年月日は、令和3年3月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高橋委員に着席を求めます。

(高橋基委員着席)

議 長 続いて、市村委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(市村正司委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、市村委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の 27, 28, 29 ページに載せてございます。27 ページの 213 番ほか 3 筆, 28 ページの 217 番ほか 5 筆, 29 ページの 226 番ほか 1 筆の計 12 筆となります。こちらは田が再設定のみで、1 万 4,079 平方メートル, 設定期間 10 年間, 設定者 1 名, 取得者 1 名でございます。

なお、全ての筆について、農地中間管理事業を活用した貸借りであるため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

利用権設定年月日は、令和 3 年 3 月 19 日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、市村委員に着席を求めます。

(市村正司委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説

明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が41万8,973平方メートル、うち再設定34万3,342平方メートル、畑が12万3,619平方メートル、うち再設定4万7,758平方メートル、設定者171名、取得者77名、うち再設定の設定者121名、取得者71名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年3月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地利用配分計画案に係る意見の聴取についてを上程いたします。

この中に、雨谷委員に係る案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

令和3年農用地利用配分計画書(案)の8ページをお開きください。

雨谷委員に係る農用地利用配分計画(案)につきましてご説明いたします。

こちらは、田は再設定のみで4,718平方メートル、設定期間は7年間でございます。

賃借権の設定年月日は、令和3年5月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 事業担当課から全て説明をさせます。

事業担当課 先ほど承認いただきました農用地利用配分計画(案)の面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書(案)について、集計表にて内容を申し上げます。

では、議案第6号、表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで7万913平方メートル、畑が再設定のみで11万8,100平方メートル、設定者1名、所得者9名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和3年5月1日に予定されております。

農用地利用配分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

続いて、議案第7号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが、資料は別紙4をご覧ください。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。このようなことから、令和2年1月から令和2年12月までに農地法及び利用権により締結された農地の賃借料の状況を表のとおりまとめましたので、ご説明いたします。

地域名は昨年と同様で旧水戸・旧常澄・旧内原の3つの地域に分類し、金額の表示項目も昨年と同様で平均額・最高額・最低額でございます。

金額につきましては、表のとおりとなっております。単位は10アール当たりでございます。また、賃借料の集計されない、いわゆる使用貸借（無償）のデータの件数は、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考といたしまして、下段に農地法第52条を抜粋してございます。

総会でご承認していただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。

事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明をいたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，第5号につきましても，資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは，以上をもちまして，第9回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして，ありがとうございました。

閉会 午前10時40分